

会議記録（1）

会議名称	平成28年度第1回北本市総合振興計画審議会
開会及び 閉会日時	平成28年8月9日（火） 開会 午後1時30分　閉会 午後2時15分
開催場所	北本市役所 会議室3-E
議長氏名	関根幹雄
出席委員 (者)氏名	尾花 仁　　染谷幹雄　　小川登志洋　　関根幹雄　　加藤芳雄 牛山武彦　　中村公哉　　新井啓佑　　広川明彦　　若山 晋 吉野道子　　相川達男
欠席委員 (者)氏名	小川和子　　小口恵美子　　大熊利之
説明者の 職氏名	
事務局職員 職氏名	企画財政部長 荒井照男 企画課主幹 堂口達大 同主査 古畑良健
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 会長選出 5 副会長選出 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開・非公開について (2) 今後の進め方について 7 その他 8 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回北本市総合振興計画審議会 次第 ・資料1 北本市総合振興計画審議会規則 ・資料2 北本市総合振興計画審議会委員名簿 ・資料3 北本市情報公開条例及び北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋） ・資料4 第五次北本市総合振興計画策定スケジュール

会議記録（2）

発言者	発言内容
事務局司会	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付 (略)</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>続きまして、市長より御挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆様、本日は大変お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。また、日頃から、市政運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>この審議会は、市の執行機関の附属機関として、計画案に対する御意見をいただくために開催するものでございます。また、審議会は、市民参画条例に定める市民参画の手法の一つでもございます。</p> <p>御承知のとおり、第五次北本市総合振興計画につきましては、平成28年6月議会において基本構想案及び前期基本計画案ともに議案が否決されたため、今後、議案の再提案を行うこととなります。</p> <p>その際には、あらためて北本市総合振興計画審議会において諮問・答申を行う必要があることから、昨年度まで審議会委員として御審議いただき、内容を熟知されております皆様に、あらためて委嘱させていただきたく、本日お集まりいただきました。</p> <p>現在、議会との調整をしながら再提案に向けた改訂作業を行っておりますし、12月議会では何としてでも議決をいただきたいと考えておりますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、いましばらくの御協力を賜り、活発で建設的な御議論をいただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局司会	<p>4 会長選出</p> <p>続きまして、会長の選出について、担当より御説明いたします。</p>
事務局担当	<p>審議会委員の皆様におかれましては、委員任期の延長をお願いしたところ、皆様から快く御了解いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>その際、染谷前会長より、御自身の体調面を考慮された結果、次の審議会では会長の職を辞退したいとの申し出を受けました。事務局といたしましては、昨年度からの審議の継続性を考慮し、これまでの正副会長の再任が適当と考えておりましたが、こうした経緯から、あらためて会長を選出するものです。</p> <p>なお、会長が選出されるまでの間、市長に仮議長をお願いします。</p>

会議記録（2）

仮議長 (市長)	では、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。北本市総合振興計画審議会規則第4条第1項によりますと「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」とありますので、会長を選出したいと思います。 選出について、立候補または御推薦はございますか。
相川委員	はい、立候補します。
仮議長	ただいま相川委員から立候補がございましたが、ほかの委員の皆様の御意見はいかがでしょうか。
中村委員	今回の審議会は、新たに委員を選び直すのではなく、昨年度審議してきた方々を継続して委員とするものですから、継続性という意味でも、これまで副会長を務めていた関根委員が会長となることが適当と考えます。
仮議長	ただいま中村委員より御提案がありましたが、ほかの委員の皆様は、御意見等ございますか。 なければ、審議会規則第4条第1項には「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」とありますので、皆様の挙手により会長を決定したいと考えます。 はじめに、相川達男委員を支持される委員の挙手をお願いします。
	【挙手 0名】
	続いて、関根幹雄委員を支持される委員の挙手をお願いします。
	【挙手 10名】
	ありがとうございました。それでは、委員の皆様の互選により、会長は関根委員にお願いいたします。
事務局司会	会長が選出されたので、市長は仮議長の任を降ろさせていただきます。また、関根会長におかれましては、座席の移動をお願いいたします。 【座席の移動】
	ここで、関根会長より御挨拶をお願いします。
会長	皆様からの御支持により、会長に選出されました関根でございます。よろしくお願いいいたします。これまでは、染谷前会長の脇に座ってサポートをする立場でしたので、少し気が楽ではありましたが、これからはそうは

会議記録（2）

	<p>いきませんので身の引き締まる思いです。</p> <p>今後は、6月議会で議員4名退席、残りの議員全員が否決しました議案について、あらためて練り直したものを審議していくということで、大変な重責となります。特に、議会において可決いただけるような審議・答申をしなければなりません。委員の皆様の御協力により作り上げたいと考えますのでよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>5 副会長選出</p>
事務局司会	<p>ありがとうございました。続きまして、副会長の選出を行います。これより先の進行は、関根会長にお願いします。</p>
会長	<p>それでは、副会長の選出を行います。立候補または御推薦はございますか。ないようでしたら、事務局からの提案はありますか。</p>
事務局担当	<p>事務局といたしましては、北本市コミュニティ協議会の会長でございます牛山委員にお願いできればと考えます。</p>
会長	<p>ただいま、牛山委員に副会長をお願いすることでどうかとの提案がありましたが、皆様、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>【 異議なし 】</p>
会長	<p>委員の皆様の承認により、牛山委員に副会長をお願いすることといたします。</p>
事務局司会	<p>牛山副会長におかれましては、座席の移動をお願いいたします。</p> <p>【 座席の移動 】</p> <p>ここで、牛山副会長から御挨拶をお願いします。</p>
副会長	<p>コミュニティ協議会会長の牛山でございます。このたび、皆様からの御承認により副会長という重要な任務を任されることとなりました。会長を補佐しながら、より良い審議会となるよう努力をしてまいりたいと考えますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局司会	<p>ここで、市長は次の公務がございますので、この場で退席とさせていただきます。</p>

会議記録（2）

	<p>6 議事</p>
事務局司会	<p>これより議事に入らせていただきます。北本市総合振興計画審議会規則第5条第1項の規定に基づき、議長を会長にお願いいたします。</p>
議長 (会長)	<p>(1) 会議の公開・非公開について それでは議事に入ります。まず、(1)審議会の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局担当	<p>【 資料3に基づき説明 】</p>
議長	<p>事務局から、本審議会は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議資料を閲覧させることについて説明がありました。御意見・御質問等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>【 意見・質問等なし 】</p>
議長	<p>それでは、審議会を公開とし、傍聴人の希望に応じて、規則に定めるとおり会議資料を閲覧させるということで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なし 】</p>
議長	<p>それでは本審議会を公開とすることとし、傍聴人の希望があれば、規則に基づき会議資料を閲覧させることとします。</p>
事務局司会	<p>本日、傍聴を希望される方がおりますので、これより少しお時間をいただき、傍聴人を傍聴席へ案内いたします。 【 傍聴人を傍聴席へ案内 】</p>
	<p>(2) 今後の進め方について</p>
議長	<p>それでは議事に戻ります。(2)今後の進め方について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局担当	<p>【 資料4に基づき説明 】</p>
議長	<p>事務局から説明がありました。趣旨としては、議会との窓口として4名</p>

会議記録（2）

	の選出議員と事務局とが協議調整を行っているということ、その後この審議会で審議を行っていき、その間も議会との調整を図っていくこと、との説明でしたが、御意見・御質問等ありましたらお願ひいたします。
相川委員	<p>まず、前回の第五次北本市総合振興計画に係る議案は議会で否決になりました。否決になったということは、議会の方々が満足できる内容ではなかったということですので、それを作った我々は責任を感じなければなりません。市議会において賛成者が1人もいないような議案を審議会として出してしまったことは猛反省しなければならないと思っております。同じ審議会委員がまた選ばれたということは大変光栄なことではありますが、同じことをやつたらまた議会の否決にあうということを肝に銘じて取り組まなければ、また市長や行政の方、市民全体に迷惑をかけることとなりますので、気を引き締めてからなければならないと考えます。</p> <p>前置きが長くなりましたが、私が提案したいのは、議会で特別委員会が開かれて、その結果、否決となっている。ぜひ、特別委員会の委員長に審議会への出席を仰いで、何がいけなかつたのか具体的に説明をしてもらい、反省すべきところを反省し、議会が誤解しているところは我々が申し立てられるように、我々委員と意思疎通を図つて進める段取りをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>この件に関しましては、過日開かれた市長からの議会の結果報告の際にも、ここにいる皆さんからそのような意見が多数出されました。その後の事務局の対応としては、まずは議会との窓口である4名の議員と協議調整を行うという説明がありました。相川委員の貴重な意見もございましたので、事務局には是非検討をお願いします。</p> <p>ただし、特別委員会の委員長であった工藤委員に直接説明をお願いすることで、なにか議会とのいさかい・摩擦等が生じることにならないよう、慎重に進めていただきたいと思います。</p>
事務局担当	<p>ただいま、相川委員からいただきました御提案につきましては、事務局としましてもすでに考えておりまして、本日急な日程で審議会を開催させていただいたのもこのことが理由のひとつでございました。</p> <p>まずはあらためて審議会を正式に立ち上げ、会長名をもって市議会議長あて、6月議会での否決の説明及び議会としての考えについて審議会の委員の皆様に御説明いただきたいと申し入れを行いたいと考えております。</p>

会議記録（2）

尾花委員	いまあった議会との関係ですが、それは審議会規則に盛り込まれた内容ですか。
事務局担当	ただいまの尾花委員の御意見ですが、お手元の資料1の審議会規則を御覧ください。第5条第4項に、「審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。」という規定がございます。こちらに基づきまして、市議会議長に正式に申し入れをしたいと考えております。
尾花委員	審議会というのは、市長が諮問するという形で委員に審議をお願いし、それを受け審議会は答申をするものですので、審議会は市長の方を向いた機関として存在すると考えます。その際、議会の方を向いて話を聞くことはある意味必要なことかもしれません、制度的にあり得るのか、二元代表制を考えるとどうも腑に落ちないのですが、いかがでしょうか。
相川委員	議会の方を向いてということではなく、議会の否決によって我々はまたここで審議をすることになるわけですから、なぜ議会が否決したのか、議会から説明を受けて我々がよく理解する必要があると思います。その上で、市長からの諮問に応えていく、議会の否決の意向を無視して我々だけで判断して、また議会の議決で同じ轍を踏むことはあってはいけないという意味で、提案しました。
	尾花委員は議会の否決の理由を理解していますか。そしてその中で全て議員の考えが納得できるものでしたか。
尾花委員	市議会だよりや各議員の報告誌面は見ておりその内容による理解です。そもそも、議会は昨年度に採決をしないという状況にありました。その際、執行部は専決処分をすることができたのではないのでしょうか。
相川委員	現在は、総合振興計画の基本構想及び基本計画については議会の議決を要する新たなルールができていますから、それを無視して進めることはできないでしょう。
会長	いずれにしても、今後の審議会の運営の方向性については事務局でもよく整理してもらった上で、まずは審議の対象となる原案を整えてもらい、それからが審議会の出番となるわけですから、よろしくお願いします。 他にないようでしたら、本日の議事を終了し、進行を事務局にお返しし

会議記録（2）

	ます。
事務局司会	それでは、これより次第の「7 その他」としまして、事務局より事務連絡をお伝えし、その後、その他の質問事項等ありましたらお願ひいたします。
	7 その他
事務局担当	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議会の開催時期については後日あらためて調整・連絡する ・各委員に出席確認印の押印のお願い
事務局司会	それでは、最後に質問事項等はございますか。
相川委員	昨年度の審議会でも、傍聴されている方の意見を聞いたらどうですかと提案しましたが、その時に当時の関根副会長から、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則では認められていないと言われました。その規則の趣旨からすると会議中にこれを行うことは難しいとは思いますが、会議が終了した後には、各委員が謙虚な気持ちを持って、できるだけたくさんの人の意見を聞くことが必要なのではないかと思いますので、あらためて提案します。
会長	<p>このことについては、規則の解釈の仕方により、多少考え方方が違つてくるかも知れませんが、規則中に「傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。」という項目があります。そこでは「議事に関する発言若しくは賛否を表明し…」という内容、それから「会議の円滑な運営を阻害すると認められること。」という内容が禁止事項となっています。</p> <p>確かに傍聴されている方々には色々と意見があると思います。委員個人が会議以外の場で色々な方から意見を聞いて、その内容を会議で伝えるのであれば大いにやっていただき結構ですが、審議会として直接それを受けけるということは規則の趣旨とは違うだろうと考えます。</p>
相川委員	この規則の担当者に話を聞いたのですが、会議の席で運営に支障を及ぼすような行為はできませんが、会議が終わった後に色々と話を聞くことは問題ないのではないかとの見解をいただきました。ですので、色々な人の意見に耳を傾けることが重要なのではないかということです。
会長	この件については、会議終了後の行動ということになります。委員個人

会議記録（2）

副会長	<p>の判断により意見を聞くことは自由ですしあいに結構ですが、会議終了後のことは議長（会長）の権限の及ぶところではありませんので、委員個人の行動について申し上げることはありません。</p> <p>8 閉会 【閉会あいさつ】</p>
	<p>議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 29 年 8 月 14 日 <u>鶴林幹雄</u></p>

